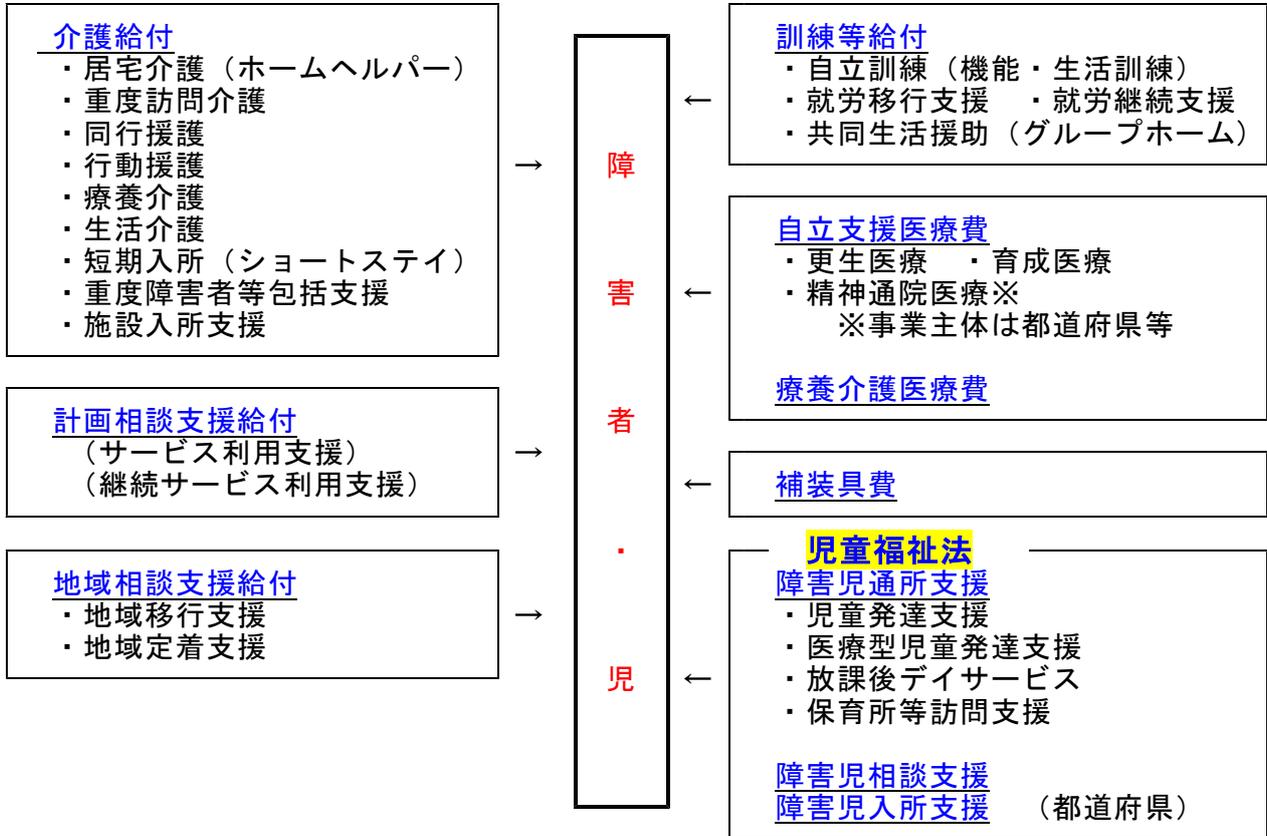


◆障害者の自立支援◆◆

町では、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人たちの日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法による様々なサービスを提供しています。

自立支援給付費



- ①上記のサービスを利用するためには、障害支援区分の認定が必要（サービスによっては不用）となります。そのため、心身の状況に関する調査等を行い、医師の意見書を添付して認定審査会による審査となりますので、事前にご相談ください。
- ②利用者負担は、応能負担（最大でも1割負担）となっています。低所得の方に配慮した軽減策が講じられておりますので、お問い合わせください。

地域生活支援事業

相談支援事業

… 障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
お気軽にご相談ください。

あがつま相談支援センター 所在：矢倉581-1 電話：0279-76-8080	相談員2名。対象町村は吾妻郡内6町村 生活相談、就労相談、施設利用相談、サービス利用相談など。
あがつま障がい者虐待防止センター（上記に併設）	相談員1名。対象町村は吾妻郡内6町村 障害者虐待に関する相談や虐待通報・届出の受理

地域活動支援センター

… 障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進を図ります。

ひがしあがつま地域活動支援センター 所在：矢倉581-1 電話：0279-67-2008	東吾妻町、中之条町、高山村の3町村で設立し、運営は地元の社会福祉法人へ指定管理委託しています。 利用者は、知的障害者及び身体障害者 利用定員10名、職員2名
--	--